

被害の防止のために配慮を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

（防犯に配慮した施設の管理等の取組）

- 第9条 住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとすよう努めなければならない。
- 2 空地を所有し、又は管理する者は、当該空地を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。
- 4 深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。
- 5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

（防犯に配慮した基盤の整備）

- 第10条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとすよう努めなければならない。
- 2 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとすよう努めなければならない。
- 3 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

（地域安全まちづくり活動への支援）

- 第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。
- (1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
- (2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- (3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
- (4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
- (5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策
- 2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

（推進計画の策定）

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画

的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（指針の策定）

- 第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。
- (1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針
- (2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
- (3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
- (4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

（地域安全まちづくり推進員の設置）

- 第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。
- 2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

（犯罪被害者等に対する支援）

- 第15条 県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

（その他の地域安全まちづくり施策）

- 第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第4章 雑則

（補則）

- 第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（附属機関設置条例の一部改正）

- 2 （省略）

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 （省略）

安全で快適な まちづくり

地域安全まちづくり条例 （平成18年4月1日施行）



兵庫県 県民政策部 地域協働局 地域安全課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
電話：078-362-3173 Fax：078-362-4465
電子メール：chiikianzen@pref.hyogo.jp
ホームページ：http://web.pref.hyogo.jp/chiikianzen/index.htm



兵庫県



地域社会の力で 安全・安心の 兵庫の実現を

兵庫県知事
井戸敏三

安全で安心して暮らすことができる活気に満ちた地域社会の実現は、私たちの共通の願いです。

しかしながら、最近10年間で犯罪発生件数が約2倍となるなど、安全で快適な生活が阻害される状況も見受けられるようになってきました。とりわけ、街頭など私たちの生活に身近なところでの犯罪が多くなっています。

こうした状況に対応して、地域の安全は住民自らの力で確保しようと、県下各地で数多くの防犯活動グループが活動されており、地域ぐるみの取り組みの輪が大きく広がっています。阪神・淡路大震災を経験し、県民の皆さんが相互に助け合い、連携する豊かな地域社会が、安全で安心な生活を支えていることを改めて認識した兵庫だからこそではないでしょうか。

兵庫県は、安全で安心な地域づくりに向けた取り組みの理念や県の責務とともに、県民、地縁団体・NPO、事業者の皆さんに期待する役割などを明らかにした「地域安全まちづくり条例」を制定しました。

今後、この条例に基づいて、県民の皆さんとのパートナーシップを構築し、「地域社会の力」を基本とした安全で快適な暮らしの実現に向けた活動を精いっぱい応援していきます。

人と人、人と地域のきずなを一層強め、「安全で安心な兵庫」の実現をめざして、ともに取り組んでいこうではありませんか。



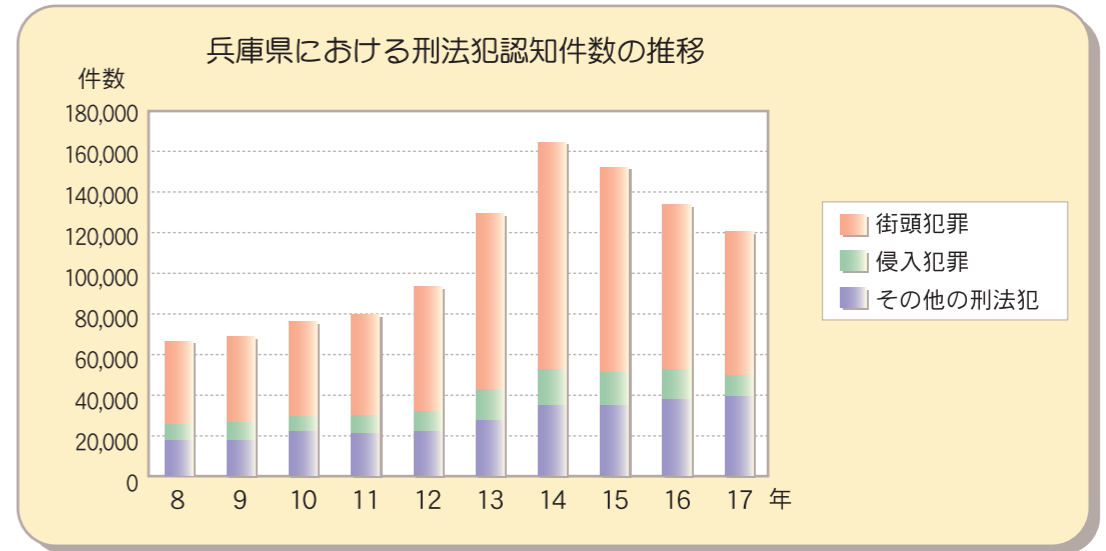
地域ぐるみの取り組みの活発化 —— 条例制定の背景 ——



兵庫県では、平成14年に戦後最多となる16万4千件もの刑法犯認知件数を記録した後、減少傾向に転じていますが、平成17年には、10年前の約2倍の高水準で発生しています。

とりわけ、生活に身近なところで発生するひったくりなどの「街頭犯罪」や空き巣などの「侵入犯罪」が全体の約7割を占めています。

こうした状況に対応して、「地域の安全は地域自らが守ろう」を合言葉に、県民の皆さんによる自主的な活動が県下各地で盛んになってきました。



安全で安心な兵庫の実現 —— 条例の目的 ——

近年の犯罪増加の背景の一つには、地域社会への帰属意識や結びつきが薄れ、不審者が現れた場合などに互いに知らせ合うといった、地域社会がこれまで培ってきた犯罪抑止機能の低下があると言われています。

こうしたことを踏まえ、この条例は、地域社会を構成する様々な主体が連携を深め、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしのための活動を通じて安全で安心な兵庫を実現することを目的としています。



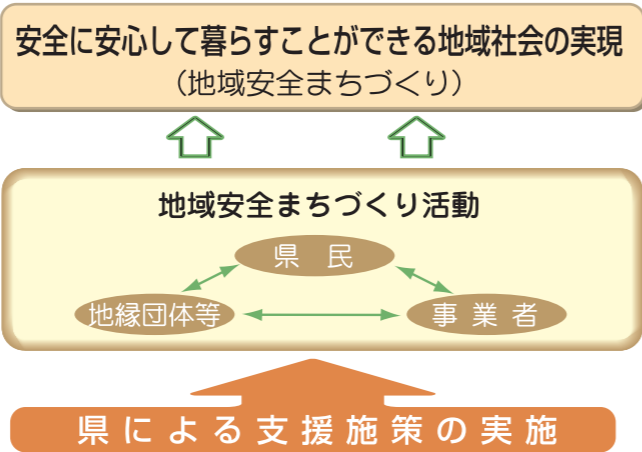
地

地域の活動を通じた地域安全まちづくり

— 条例の基本理念 —



安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現（この条例では「地域安全まちづくり」と定めています）は、地域の県民の皆さん、地縁団体、ボランティア団体、事業者などが相互に連携し、犯罪の防止のための活動をはじめとした安全で快適な暮らしを実現するための活動（このような活動を「地域安全まちづくり活動」と定めています）に取り組むことにより、推進されなければなりません。



適

切な役割分担による地域ぐるみの取り組み

— 県民等の役割、県の責務 —

安全で安心な兵庫を実現するためには、地域社会を構成する県民、地縁団体等、事業者がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることが重要です。

また、県は、地域の多様性と県民の皆さんの多様な価値観を尊重し、市町とも協働して総合的な施策を実施します。

県民の役割

- ・ 日常生活において、自らの安全確保に努めます。
- ・ 地域社会の一員としての自覚と責任を持って、活動に取り組むよう努めます。
- ・ 子どもが社会の一員としての規範意識を持って生活できるよう、模範となる行動を示し、その健全育成に努めます。

地縁団体等の役割

- ・ 活動を企画し、県民、事業者の参画を得て推進するよう努めます。
- ・ 活動に取り組む県民、事業者に対する助言等に努めます。

事業者の役割

- ・ 事業活動において、自ら及び県民等の安全の確保に努めます。
- ・ 地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めます。

県の責務

- ・ 地域安全まちづくりの総合的な施策を実施します。
- ・ 市町の施策を尊重するとともに、市町への支援に努めます。
- ・ 地域の多様性と県民の皆さんの多様な価値観を尊重します。

様

々な主体のパートナーシップ

— 県民等、県及び市町の相互の連携 —



地域では、県民の皆さん一人ひとり、地縁団体等の各種団体、さらには事業者など、様々な主体による取り組みが始まっています。これらの取り組みは、互いに連携し、補完しあうことで、より高い効果を得られるよう努めることが大切です。

また、県と市町は、それぞれの施策の実施に当たって、相互に連携し、最大の効果が得られるよう努めます。

さらに、県民の皆さんと県・市町は、地域安全まちづくりの推進体制の整備を図る必要があります。

参考：ひょうご防犯まちづくり推進協議会

県域で活動する地域団体、事業者団体、行政機関等が協働して、地域安全まちづくりの県民運動を展開するために設立された推進組織（平成18年3月末現在100団体で構成）。

- 1 設立年月日
平成17年3月8日
- 2 事業内容
・ 啓発ポスターの作成、キャンペーンの実施等県民向け意識啓発の実施
・ セミナーの開催、会報の発行等会員への情報提供など



地

域の実情に応じた県民の皆さんの活動

— 地域安全まちづくり活動 —

基本的な活動

県民の皆さんには、以下の基本的な活動への取り組みを求めています。

- ◎ 県民の活動
 - ・ 防犯に関する情報等の習得
 - ・ 建物、車両等の適正管理
 - ・ パトロール、子どもの見守り活動など
- ◎ 地縁団体等の活動
 - ・ 県民同士や県民と事業者の協働によるパトロール等の活動の企画、参加の呼びかけ
 - ・ 防犯講習会等の開催による県民、事業者に対する意識啓発、情報提供など
- ◎ 事業者の活動
 - ・ 従業員に対する防犯教育
 - ・ 建物、車両等の防犯対策など

子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件が多発している一方で、少年による犯罪も後を絶たず、高齢者等が悪質商法などの被害に遭う事例も多発しています。

また、深夜営業店舗などの事業所や繁華街における犯罪が安全で安心な暮らしに影響を落としています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体の参画と協働による地域の実情に応じた活動の展開が望まれます。

子ども、高齢者の安全確保

子どもの保護者、学校の設置・管理者、地縁団体等の皆さんには、以下の活動への取り組みを求めています。

- ◎ 学校等における活動の実施
 - ・ 通学路、公園等のパトロール、見守り活動
 - ・ 子どもが自らの安全を確保するための教育
 - ・ 社会のルールを学ばせる教育など
- ◎ 学校、通学路等における防犯設備の設置等
防犯カメラ、緊急通報装置等の設置など
- ◎ 高齢者等の安全確保
 - ・ 新たな犯罪の手口や対処方法等の情報提供
 - ・ 防犯に配慮した鍵やガラス等の紹介など



事業所における防犯責任者の設置

事業者の皆さんは、事業所ごとに防犯活動のリーダーとなる「防犯責任者」の設置に努めてください。

◎対象

商店、工場、事務所、金融機関、旅館、病院等の事業所を有する事業者

◎防犯責任者の役割

- ・従業員に対する防犯情報の提供、防犯講習、防犯訓練等の企画実施
- ・防犯設備の導入または維持管理など

深夜営業店舗における安全の確保

コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等の深夜営業店舗を営む皆さんは、防犯設備の設置などを通じて、これらの店舗での犯罪の防止に努めてください。

繁華街における安全の確保

繁華街において店舗等の施設を所有・管理する皆さんは、違法広告物や落書き等の犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化に努めてください。

県民の皆さんの取り組みに対する県の支援

—— 地域安全まちづくり活動への支援 ——

地域安全まちづくり活動は、県民の皆さんの自発的・自律的な意思による主体的な活動であることが基本です。

一方で、こうした活動を継続し、息の長い活動として取り組むことは、地域にとっても大きな負担となります。

このようなことから、皆さんの活動が元気で長続きするように、県としても様々な支援施策を講じることとしています。

基本的な県の支援施策

県民の皆さんの活動を支援するため、以下の基本的な施策を実施します。

- ◎必要な情報の提供、相談、助言
- ◎活動のノウハウ等の習得機会の提供
- ◎人材の確保や資金の調達への支援
- ◎著しい功績があった人の表彰など

各種指針の策定

県民の皆さんの活動の具体的な方向性を示す以下の「指針」を策定し、公表します。

- ◎子どもの安全を確保するための活動等
- ◎防犯に配慮した住宅・住宅団地の構造等
- ◎防犯に配慮した深夜営業店舗の措置
- ◎防犯に配慮した道路・公園等の構造等

推進計画の策定

県民の皆さんの活動を支援する施策を総合的・計画的に実施するための「推進計画」を策定し、公表します。

地域安全まちづくり推進員の設置

自ら活動に取り組み、活動に関するノウハウを有する県民の皆さんの中から「推進員」を委嘱します。

◎推進員の身分

知事が委嘱するボランティア

◎推進員に期待する活動

- ・地域における活動の率先
- ・他の県民の皆さんへの活動の呼びかけ、関係機関との調整など

◎推進員に対する支援

身分証明書の発行、ボランティア保険料の負担、研修会の実施など

犯罪被害者等への支援

国や犯罪被害者等を支援する活動を行う団体等と協働して、犯罪被害者等に対する情報の提供、相談その他の支援に努めます。



地域安全まちづくり条例

(平成18年兵庫県条例第3号)

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 地域安全まちづくり活動(第7条-第10条)
- 第3章 地域安全まちづくり活動への支援(第11条-第16条)
- 第4章 雑則(第17条)
- 附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人と地域との絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(基本理念)

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成(以下「地域安全まちづくり」という。)は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者(以下「県民等」という。)が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)に取り組むことにより、推進されなければならない。

(県民の役割)

第2条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設(以下「学校等」という。)において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地縁団体等の役割)

第3条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体(以下「地縁団体等」という。)は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合には、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

(県民等、県及び市町の相互の連携)

第6条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第2条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第2章 地域安全まちづくり活動

(地域安全まちづくり活動)

第7条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業員に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者(以下「学校の設置者等」という。)は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

(1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等(以下「通学路等」という。)における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動

(2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育

(3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による